

# 9月は同和問題啓発強調月間です

## ～ 同和問題と進路保障 ～

### 一人ひとりの自己実現のための進路保障

進路保障は、「同和教育の総和」とも言われており、元々、同和地区の子もたちの教育と就職等における差別をなくし、これらの機会均等を保障するところから始まりました。

中でも、義務教育における教科書無償給与制度の確立や、就職差別撤廃をめざした「近畿(全国)高等学校統一用紙」(通称:「統一応募用紙」)の制定などは、今日の進路保障の原点ともいえる取組です。

子どもたちは、発達段階や実態に合わせて、同和問題(部落差別)を歴史としての学習だけでなく、教科書無償化運動や統一応募用紙が制定された経緯や精神、公正な採用選考など差別をなくすための取組や成果についても学んでいます。



参考: 小学校入学時の教科書配布で使用される封筒

### 「統一応募用紙」制定の精神に学ぶ

近畿高等学校統一用紙ができるまでは、会社が独自に作成した就職応募用紙(通称:「社用紙」)を取り寄せ、それに記入して応募していました。その「社用紙」には、「本籍地」「家族構成」「家族の学歴および職業・収入」「思想・生活信条」など就職差別に関わる項目があり、同和地区の子どもたちをはじめ、社会的・経済的に困難な状況にある子どもたちが排除される実態がありました。この厳しい状況に気づいた教職員が、社用紙を見直す運動をおこし、統一応募用紙ができました。この取組は全国へ広がりました。

### 「社用紙」から「統一応募用紙」へ

昭和40年(1970)代の社用紙(例)



参考: 高校同和教育の実践 一広がりと深まりを求めて(昭和58年9月 滋賀県教育委員会 他 発行)

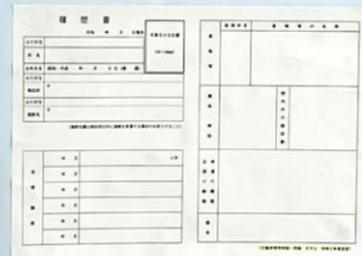
昭和46年(1971) 近畿高等学校統一用紙制定  
昭和48年(1973) 全国高等学校統一用紙制定

その後の改訂が繰り返されています。

- 「本籍」「家族」欄を削除
- 保護者氏名欄の「本人との続柄」および「年齢」を削除
- 「所属・クラブ」「校内外の諸活動」欄へ変更
- 「性別」欄が削除



現在の近畿高等学校統一用紙



石山駅での街頭啓発の様子 2023.9.1

県内でも新規高校卒業者の就職試験において、本人に責任のない事項や身元調査につながる「家族構成」「家族の職業」「住所」「本籍地・出生地」などを質問する事例がなかなか無くならない現状があります。

令和4年度新規高等学校卒業者就職試験の概要(滋賀県) HPIにも掲載

①受験の状況と不正質問をした企業等の数

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受験者延べ人数	2,360名	2,416名	2,198名	2,019名	1,878名
受験企業等の数 (a)	873社	862社	823社	810社	735社
不正質問を行った企業等の数 (b)	36社	31社	33社	24社	25社
企業等の割合 (b/a)	4.1%	3.6%	4.0%	3.0%	3.4%

②不正質問の内訳

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
(A) 家族構成・状況	9件	10件	2件	4件	5件
住んでいるところ	7件	6件	7件	5件	10件
家族の職業・学歴	4件	6件	4件	1件	6件
本籍地・出生地	2件	1件	1件	0件	1件
小計	22件	23件	14件	10件	22件
(B) 受験書	13件	7件	20件	11件	9件
尊敬する人物	6件	9件	3件	4件	2件
褒め・賞状	1件	1件	0件	3件	1件
小計	20件	17件	23件	18件	12件
不正質問の件数	42件	40件	37件	28件	34件

(A) 本人に問うた事項、家族構成につながるその他の事項 (B) 本籍、出身地など

【参考】不正質問の例 『採用にあたって2023』(滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課発行)より 抜粋

(A) 本人に責任のない事項

- あなたの本籍はどこですか。
- あなたの家族の職業を教えてください。
- 兄弟(姉妹)は何人ですか。
- あなたの自宅付近の地図を書いてください。
- 〇町の××はどのへんですか。

なぜこのような質問はいけないのか

○家族の状況はいろいろと変化するといふ企業があります。しかしこれは、応募者の適性・能力にかかわりのない事項を採否の判断基準に持ち込むことになり、個人としての人間性を尊重しようとしていない考えです。○選考において現住所の環境についていろいろと聞くことは、身元調査に利用する目的ではないかと考えられても片断の余地はありません。

(B) 本来、自由であるべきもの

- あなたの信条としている言葉は。
- あなたはどんな本を愛読していますか。
- 家の宗教は何ですか。
- 尊敬する人物を教えてください。

なぜこのような質問はいけないのか

○思想・信条や宗教、支持する政党、人生観などは、信仰の自由、思想・信条の自由など、憲法で保障されている個人の自由権に属する事項です。これらのごときを記述させ、また問いたりして採用選考の場に持ち込むことは、応募者の基本的人権を侵害することになります。

高校では部落差別を考える授業や進路指導を通じて、不正質問を見極める力をつけ、「そのような質問には、答えないように学校から指導を受けています」と返答できるよう指導が行われています。